

# 医療的ケア児者の方へ アルコール綿と精製水を配布します

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、在宅で以下の医療的ケアを受けている障害児者に、**無償で優先配布**する事業を実施しています（第1期分：9～10月頃に配布済）。

この度、第2期分の申請受付を開始する見込みとなりましたので、お知らせします（※ **第1期分申込者も、再度お申込み可能**です）。

申請受付開始時期・具体的な申請方法等については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12793.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html)

## 配布対象となる方

以下の1～4の**いずれにも該当**すること。

- 1 以下のいずれかの医療的ケアを受けている方
  - A 人工呼吸器装着
  - B 在宅中心静脈栄養（HPN）
  - C 気管切開
  - D 喀痰吸引
  - E 在宅酸素療法**（睡眠時無呼吸症候群の方を除く。）第2期新規追加
- 2 在宅にお住まいの方
- 3 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方
- 4 65歳未満の障害児者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方